

参 考 資 料

- 1 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 2 中央市子ども読書活動推進計画（第二次）策定委員会設置要項
- 3 中央市子ども読書活動推進計画（第二次）策定委員会委員名簿
- 4 中央市読書調査結果 2011年度
- 5 用語一覧
- 6 活動施設一覧

1 子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。
(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第 九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第 十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第 十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

「中央市子ども読書活動推進計画（第二次）」策定委員会設置要項

（設置）

第1条 「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律154号）」第9条2項の規定及び平成20年3月11日閣議決定「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」により、「中央市子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という）」を策定し、中央市における子どもの読書活動に関する総合的・計画的な推進を一層図るため、『中央市子ども読書活動推進計画（第二次）』策定委員会」（以下「策定委員会」という）を設置する。

（所掌事務）

第2条 策定委員会は推進計画策定のための必要な事項を協議する。

（組織）

第3条 策定委員会の委員は、教育委員会が委嘱する委員15名以内をもって組織する。

- 2 委員は子どもの読書活動に関わる学識経験者、学校教育関係者、図書館ボランティア、図書館関係者及び行政関係者で構成する。

（役員）

第4条 策定委員会には会長及び副会長1名を置く。

- 2 会長は委員の互選によって選出し、副会長は会長の指名による。
- 3 会長は策定委員会を代表し会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第5条 策定委員会は必要に応じて会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

（庶務）

第6条 策定委員会の庶務は中央市教育委員会市立図書館が行う。

（その他）

第7条 この要綱に定めるものの他、策定委員会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

- 2 策定委員会は、設置目的が達成されたと認められたときをもって解散するものとする。

附則

この要綱は、平成23年11月17日から施行する。

「中央市子ども読書活動推進計画（第二次）」策定委員会委員名簿

所 属	氏 名	役職名等
図書館協議会	田島 聡	副会長
小中学校	石原 英一	玉穂南小学校長
	萩原 弘	玉穂中学校長
小中学校図書館司書	丸山 美奈子	田富小学校司書
	前田 淳	三村小学校司書
	廣川 理江	田富中学校司書
図書館ボランティア	葉袋 壽子	ひだまり
	笹川 佳子	朗読サークルみすず会
学識経験者	伊藤 満恵	元教育委員、ごらくとんぼ
保育士	田中 三枝子	田富第1保育園園長
保健師	内田 直子	健康推進課副保健師長
生涯教育課	鷹野 守	生涯教育課長
市立図書館	望月 孝之	玉穂生涯学習館長
	青柳 千絵美	田富図書館長